

関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条本文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）（抄）（第一条関係）	1
○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五十五号）（抄）（第二条関係）	17
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）（第三条関係）	23
○ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（抄）（第四条関係）	27
○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（抄）（第五条関係）	28
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第六条関係）	40
○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（抄）（第七条関係）	48
○ 沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（第八条関係）	81
○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）（抄）（第九条関係）	84
○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）（第十条関係）	85
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（附則第三条関係）	86
○ 関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）（抄）（附則第四条関係）	87

改 正 案	現 行
<p>（外国貨物の廃棄の届出）</p> <p>第二十九条 法第三十三条（外国貨物の廃棄）の規定による届出は、廃棄しようとする貨物の記号、番号、品名及び数量、その置かれている場所並びに廃棄の日時、方法及び事由を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>（記帳義務）</p> <p>第二十九条の二 法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 （省 略）</p> <p>三 法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）に規定する承認又は指定を受けた場合 当該承認又は指定の年月日及びその承認書又は指定書の番号</p> <p>四 （省 略）</p> <p>五 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による承認を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号</p> <p>六 法第三十二条（見本の一時持出）の規定による許可を受けて指定保税地域等から外国貨物を見本として一時持ち出した場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量、当該許可に係る期間及び持ち出し先並びに当該一時持ち出しの年月日</p> <p>七 （省 略）</p>	<p>（外国貨物の廃棄の届出）</p> <p>第二十九条 法第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定による届出は、廃棄しようとする貨物の記号、番号、品名及び数量、その置かれている場所並びに廃棄の日時、方法及び事由を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>（記帳義務）</p> <p>第二十九条の二 法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 同 上</p> <p>三 法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）に規定する承認又は指定を受けた場合 当該承認又は指定の年月日及びその承認書又は指定書の番号</p> <p>四 同 上</p> <p>五 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号</p> <p>六 法第三十二条（見本の一時持ち出し）の規定による許可を受けて指定保税地域等から外国貨物を見本として一時持ち出した場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量、当該許可に係る期間及び持ち出し先並びに当該一時持ち出しの年月日</p> <p>七 同 上</p>

2 法第三十四条に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿に限る。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 (省 略)

二 外国貨物を使用地域に入れた場合において、当該貨物が外国から本邦に到着した後当該総合保税地域に初めて入れられたものであるとき。当該貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号及び入港の年月日（当該貨物が保税運送により当該総合保税地域に入れられたものであるときは、当該保税運送の承認書の番号を含む。）

三 五 (省 略)

六 法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定による蔵置場所の制限が行われた場合。その蔵置場所その他当該制限に係る事項

七 (省 略)

八 法第三十二条の規定による許可を受けて総合保税地域から外国貨物を見本として一時持ち出した場合。当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、当該許可に係る期間及び持ち出し先並びに当該一時持ち出しの年月日

九 法第六十七条の規定による輸入の許可を受けた場合。当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

十 法第七十三条第一項の規定による承認を受けた場合。当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

十一 (省 略)

3・4 (省 略)

2 法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿に限る。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 同 上

二 外国貨物を使用地域に入れた場合において、当該貨物が外国から本邦に到着した後当該総合保税地域に初めて入れられたものであるとき。当該貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号及び入港の年月日（当該貨物が保税運送により当該総合保税地域に入れられたものであるときは、当該保税運送の承認書の番号を含む。）

三 五 同 上

六 法第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定による蔵置場所の制限が行われた場合。その蔵置場所その他当該制限に係る事項

七 同 上

八 法第三十二条（見本の一時持ち出し）の規定による許可を受けて総合保税地域から外国貨物を見本として一時持ち出した場合。当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、当該許可に係る期間及び持ち出し先並びに当該一時持ち出しの年月日

九 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けた場合。当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

十 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合。当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

十一 同 上

3・4 同 上

(保税地域についての規定の準用等)

第三十条 第二十七条の規定は法第三十六条(保税地域についての規定の準用等)において準用する法第三十二条(見本の一時持出)の規定による許可について、第二十九条の規定は法第三十六条において準用する法第三十三条(外国貨物の廃棄)の規定による届出について、第三十八条の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条第一項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定による承認について、第三十八条の二(第一号を除く。)の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。

2 法第三十六条第二項の規定による届出は、同項に規定する行為の種類、内容及び日時、当該行為に係る貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該貨物の置かれている場所を記載した書面で行わなければならない。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第三十四条の二 第三十八条及び第三十八条の二の規定は、指定保税地域について準用する。この場合において、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第四十一条の五(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十八条の二中「法第四十五条第三項」とあるのは「法第四十一条の五(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

第三節 保税蔵置場

(保税蔵置場の許可の申請)

(保税地域についての規定の準用等)

第三十条 第二十七条の規定は法第三十六条(保税地域についての規定の準用)において準用する法第三十二条(見本の一時持出し)の規定による許可について、第二十九条の規定は法第三十六条において準用する法第三十四条(外国貨物の廃棄)の規定による届出について、第三十八条の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条第一項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定による承認について、第三十八条の二(第一号を除く。)の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。

2 法第三十六条第二項(他所蔵置に係る貨物の取扱いの届出)の規定による届出は、同項に規定する行為の種類、内容及び日時、当該行為に係る貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該貨物の置かれている場所を記載した書面で行わなければならない。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第三十四条の二 第三十八条及び第三十八条の二の規定は、指定保税地域について準用する。この場合において、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第四十一条の三(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十八条の二中「法第四十五条第三項」とあるのは「法第四十一条の三(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

第三節 同上

(保税蔵置場の許可の申請)

第三十五条 (省 略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の信用状況が確実であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一～五 (省 略)

六 法第四十三条第十一号(許可の要件)に規定する規則

七 (省 略)

3 税関長は、法第四十二条第一項の許可に条件を付することができる。

4 (省 略)

(指定保税地域についての規定の準用)

第四十条 第三十四条の規定は、保税蔵置場について準用する。この場合において、同条中「法第四十条第二項」とあるのは、「法第四十九条(指定保税地域についての規定の準用)において準用する法第四十条第二項」と読み替えるものとする。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第五十条の二 第三十五条(第一項後段を除く。)、第三十六条から第三十六条の三まで及び第三十七条から第三十九条の二までの規定は、保税工場について準用する。この場合において、同項前段中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第五十六条第一項」と、同項第二号中「に置こうとする」とあるのは「における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する」と、第三十五条第二項第四号中「貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは「使用規則及び使用料率表」と、同項第六号中「法第四十三条第十一号」とあるのは「法第六十一条の四(保税蔵置場についての規定の準用)において準用す

第三十五条 同上

2 同上

一～五 同上

(新 設)

六 同上

3 税関長は、法第四十二条第一項の規定により許可をするに際しては、条件を附することができる。

4 同上

(指定保税地域についての規定の準用)

第四十条 第三十四条の規定は、保税蔵置場について準用する。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第五十条の二 第三十五条から第三十六条の三まで及び第三十七条から第三十九条の二までの規定は、保税工場について準用する。この場合において、第三十五条第一項第二号中「に置こうとする」とあるのは「における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する」と、同条第二項第四号中「貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは「使用規則及び使用料率表」と読み替えるものとする。

る法第四十三条第十一号」と、同条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第五十六条第一項」と、第三十六条第一項中「法第四十二条第二項ただし書」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十二条第二項ただし書」と、第三十六条の二中「法第四十三条の二第二項」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条の二第二項」と、第三十六条の三第一項中「法第四十三条の三第一項」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条の三第一項」と、同条第九項中「法第四十三条の三第三項」とあるのは「法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第三項」と、第三十七条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十四条第一項」と、第三十七条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十四条第一項」と、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十八条の二中「法第四十五条第三項」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十五条第三項」と、第三十九条第一項中「法第四十六条」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十六条」と、第三十九条の二第二項中「法第四十八条の二第二項」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十八条の二第二項」と、同条第二項中「法第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十一条の四において準用する法第四十八条の二第四項」と、同条第四項中「法第四十八条の二第二項又は第四項」とあるのは「法第六十一条の四において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項」と読み替えるものとする。

(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手續等)
第五十条の四 (省 略)

2 前項の申請書には、法第六十二条(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)において準用する法第五十一条第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3・4 (省 略)

5 法第六十一条の五第一項の承認を受けた者(第五十一条において「承認取得者」という。)は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)

第五十一条 (削 る)

(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手續等)
第五十条の四 同 上

2 前項の申請書には、法第六十二条において準用する法第五十一条第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3・4 同 上

5 法第六十一条の五第一項の承認を受けた者(第五十一条第二項において「承認取得者」という。)は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

(技術的読替え等)

第五十一条 法第六十二条(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)において法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による承認について法第五十一条から第五十五条まで(承認の要件・規則等に関する改善措置・保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十一条第一号ハ	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十三条第二号	読み替えられる字句	読み替える字句	第六十一条の四において準用する第四十三条第二号
第五十三条第二号	第四十二条第一項	第五十六条第一項	

(保稅蔵置場の許可)
1 (保稅工場の許可)

第四十三條の二の規定は法第六十二條(保稅蔵置場の許可の特例)についての規定の準用)において準用する法第五十二條の二(保稅蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)の規定による届出について、第四十四條の規定は法第六十二條において準用する法第五十四條第一項(承認の取消し等)の規定により法第六十一條の五第一項(保稅工場の許可の特例)の承認を取り消す場合について、第四十四條の二第一項の規定は法第六十二條において準用する法第五十五條(許可の承継についての規定の準用)において承認取得者について法第四十八條の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて、第四十四條の二第二項の規定は法第六十二條において準用する法第五十五條において準用する法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三條の二第二号中「法第五十條第一項(保稅蔵置場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一條の五第一項(保稅工場の許可の特例)」と、同条第三号中「法第五十條第一項」とあるのは「法第六十一條の五第一項」と、第四十四條の二第一項の表第四十八條の二第一項の項中「第五十條第一項(保稅蔵置場の許可の特例)」とあるのは「第六十一條の五第一項(保稅工場の許可の特例)」と、同表第四十八條の二第二項の項中「第五十條第一項」とあるのは「第六十一條の五第一項」と、同表第四十八條の二第三項の項中「第五十一條各号」とあるのは「第六十二條(保稅蔵置場の許可の特例)についての規定の準用)において準用する第五十一條各号」と、同表第四十八條の二第四項の項中「の保稅蔵置場」とあるのは「の保稅工場」と、「第

2 第四十三條の二の規定は法第六十二條において準用する法第五十二條の二の規定による届出について、第四十四條の規定は法第六十二條において準用する法第五十四條第一項の規定により法第六十一條の五第一項の承認を取り消す場合について、第四十四條の二第一項の規定は法第六十二條において準用する法第五十五條において承認取得者について法第四十八條の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて、第四十四條の二第二項の規定は法第六十二條において準用する法第五十五條において準用する法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三條の二第二号中「法第五十條第一項(保稅蔵置場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一條の五第一項(保稅工場の許可の特例)」と、同条第三号中「法第五十條第一項」とあるのは「法第六十一條の五第一項」と、第四十四條の二第一項の表第四十八條の二第一項の項中「第五十條第一項(保稅蔵置場の許可の特例)」とあるのは「第六十一條の五第一項(保稅工場の許可の特例)」と、同表第四十八條の二第二項の項中「第五十條第一項」とあるのは「第六十一條の五第一項」と、同表第四十八條の二第三項の項中「第五十一條各号」とあるのは「第六十二條(保稅蔵置場の許可の特例)についての規定の準用)において準用する第五十一條各号」と、同表第四十八條の二第四項の項中「の保稅蔵置場」とあるのは「の保稅工場」と、「第五十條第一項」とあるのは「第六十一條の五第一項」と、同表第四十八條の二第五項の項中「第五十一條各号」とあるのは「第六十二條において準用する第五十一條各号」と、同条第二項中「法第五十條第一項(保稅

五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八条の二第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」と、同条第二項中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、「承認取得者（法第五十条第一項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。）」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者」と、「法第五十条第一項の」とあるのは「法第六十一条の五第一項の」と、「承認取得者又は保税蔵置場」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者又は保税工場」と、「承認取得者の名称」とあるのは「同項の承認を受けた者の名称」と、「により当該」とあるのは「により当該保税蔵置場」と、「承認取得者の」と、「とあるのは「承認を受けた者の保税工場」と、「当該」とあるのは「当該保税蔵置場」と、「第一号の承認取得者の」とあるのは「第一号の承認を受けた者の保税工場」と読み替えるものとする。

（保税展示場外における使用の許可の手続）

第五十一条の六（省 略）

2 第四十九条第二項から第四項までの規定は、保税展示場外における使用の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「保税作業」とあるのは「保税展示場外における使用」と、「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と読み替えるものとする。

（保税蔵置場についての規定の準用）

第五十一条の八 第三十五条（第一項後段を除く。）及び第三十七条から第三十九条の二までの規定は、保税展示場について準用する。

蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、「承認取得者（法第五十条第一項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。））」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者」と、「法第五十条第一項の」とあるのは「法第六十一条の五第一項の」と、「承認取得者又は保税蔵置場」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者又は保税工場」と、「承認取得者の名称」とあるのは「同項の承認を受けた者の名称」と、「により当該」とあるのは「により当該保税蔵置場」と、「承認取得者の」と、「とあるのは「承認を受けた者の保税工場」と、「当該」とあるのは「当該保税蔵置場」と、「第一号の承認取得者の」とあるのは「第一号の承認を受けた者の保税工場」と読み替えるものとする。

（保税展示場外における使用の許可の手続）

第五十一条の六 同 上

2 第四十九条第二項から第四項までの規定は、保税展示場外における使用の許可について準用する。

（保税蔵置場についての規定の準用）

第五十一条の八 第三十五条及び第三十七条から第三十九条の二までの規定は、保税展示場について準用する。この場合において、第三

この場合において、同項前段中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の第二第一項」と、第三十五条第二項第四号中「許可を受けようとする蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは「博覧会等」（第五十一条の二に規定する博覧会等をいう。）の名称、目的、内容、開催期間及び開催者の名称を記載した書類」と、同項第六号中「法第四十三条第十一号」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」において準用する法第四十三条第十一号」と、同条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の第二第一項」と、第三十七条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」において準用する法第四十四条第一項」と、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十八条の二中「法第四十五条第三項」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」において準用する法第四十五条第三項」と、第三十九条第一項中「法第四十六条」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」において準用する法第四十六条」と、第三十九条の二第一項中「法第四十八条の第二第二項」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」において準用する法第四十八条の第二第二項」と、同条第二項中「法第四十八条の第二第四項」とあるのは「法第六十二条の七において準用する法第四十八条の第二第四項」と、同条第四項中「法第四十八条の第二第二項又は第四項」とあるのは「法第六十二条の七において準用する法第四十八条の第二第二項又は第四項」と読み替えるものとする。

十五条第二項第四号中「許可を受けようとする蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは、「当該博覧会等」（第五十一条の二に規定する博覧会等をいう。）の名称、目的、内容、開催期間及び開催者の名称を記載した書類」と読み替えるものとする。

第六節 総合保税地域

(総合保税地域の許可の申請)

第五十一条の九 (省 略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
ただし、税関長は、許可を受けようとする法人(当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。以下この項において「申請者」という。)の信用状況が確實であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一〇五 (省 略)

六| 法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則

七| (省 略)

(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)

第五十一条の十五 第三十五条第三項及び第四項、第三十六条、第三十六条の二、第三十七条から第三十九条まで、第三十九条の二第二項から第四項まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第四十九条の二、第五十一条の五並びに第五十一条の六の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第三十五条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)」と、第三十六条第一項中「法第四十二条第二項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)」において準用する法第四十二条第二項ただし書」と、第三十六条の二中「法第四十三条の二第二項」とあるのは「法第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)」において準用する法第四

第六節 同上

(総合保税地域の許可の申請)

第五十一条の九 同上

2 同上

一〇五 同上

(新 設)

六| 同上

(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)

第五十一条の十五 第三十五条第三項及び第四項、第三十六条、第三十六条の二、第三十七条から第三十九条まで、第三十九条の二第二項から第四項まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第四十九条の二、第五十一条の五並びに第五十一条の六の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第三十五条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)」と、第三十六条第一項中「法第四十二条第二項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十二条第二項ただし書」と、第三十六条の二中「法第四十三条の二第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十三条の二第二項」と、第三十七条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十四条第

十二条の十五において準用する法第六十一条第一項」と、第四十九条の第二項中「法第六十一条の第二項」とあるのは「法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する法第六十一条の第二項」と、同項第一号中「法第六十一条の第二項の税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条第一項」と、「保税作業に使用した」とあるのは「保税作業（改装、仕分その他の手入を除く。以下この条において同じ。）に使用した」と、同項第二号中「法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）」とあるのは「法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）」と、同項第四号中「法第六十一条の第二項の規定により税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、同条第三項中「法第六十一条の第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条の第二項」と、第五十一条の五第一項中「法第六十二条の四第一項」とあるのは「法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」において準用する法第六十二条の四第一項」と、同条第二項中「法第六十二条の四第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の四第二項」と、第六十一条の六中「法第六十二条の五」とあるのは「法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」において準用する法第六十二条の五」と読み替えるものとする。

（特例輸出貨物の廃棄の届出等）

第五十九条の十一 第二十九条の規定は法第六十七条の五（特例輸出貨物の亡失等の届出）において準用する法第三十三条本文（外国貨物の廃棄）の規定による届出について、第三十八条の二の規定は法

より税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、同条第三項中「法第六十一条の第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条の第二項」と、第五十一条の五第一項中「法第六十二条の四第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の四第一項」と、同条第二項中「法第六十二条の四第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の四第二項」と、第五十一条の六第一項中「法第六十二条の五」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の五」と読み替えるものとする。

（特例輸出貨物の廃棄の届出等）

第五十九条の十一 第二十九条の規定は法第六十七条の五（特例輸出貨物の亡失等の届出）において準用する法第三十四条本文（外国貨物の廃棄）の規定による届出について、第三十八条の二の規定は法

第六十七条の五において準用する法第四十五条第三項（許可を受け
た者の関税の納付義務等）の規定による届出について、それぞれ準
用する。この場合において、第二十九条中「廃棄しようとする貨物
」とあるのは「廃棄しようとする貨物に係る輸出の許可書の番号、
当該貨物」と、第三十八条の二第一号中「外国貨物が置かれていた
保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「外国貨物に係る輸出の
許可書の番号」と読み替えるものとする。

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく
税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に
定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の
第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規
定及び特例申告貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収
及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の九（
輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見
の求め）及び第六十九条の十九（輸入してはならない貨物に係る認
定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の
権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が
自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同
号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限
に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限
る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用
を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認
の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）
（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分

第六十七条の五において準用する法第四十五条第三項（許可を受け
た者の関税の納付義務等）の規定による届出について、それぞれ準
用する。この場合において、第二十九条中「廃棄しようとする貨物
」とあるのは「廃棄しようとする貨物に係る輸出の許可書の番号、
当該貨物」と、第三十八条の二第一号中「外国貨物が置かれていた
保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「外国貨物に係る輸出の
許可書の番号」と読み替えるものとする。

（税関長の権限の委任）

第九十二条 同 上

一 同 上

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限
る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用
を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認
の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）
（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分

に限る。)の規定、法第三十七条第一項及び第二項(指定保稅地域の指定又は取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。)、法第三十八条(指定保稅地域の処分等)の規定、法第四十一条の三(業務改善命令)の規定、法第四十一条の四(外国貨物の搬入停止等)の規定、法第四十二条(保稅蔵置場の許可)の規定、法第四十五条の二(業務改善命令)(法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定、法第四十七条(許可の失効)(法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む)の規定、法第四十八条(許可の取消し等)(法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)の規定、法第四十八条の二(許可の承継)(法第七条の十三、第五十五条(法第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五、第六十三条の八の二、第六十七条の十二、第六十七条の十八及び第七十九条の六において準用する場合を含む。)の規定、法第五十条第一項(保稅蔵置場の許可の特例)の規定、法第五十二条の二(保稅蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定、法第五十四条(承認の取消し等)(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定、法第五十六条(保稅工場の許可)、第六十一条の二第一項(指定保稅工場の簡易手続)及び第六十一条の五第一項(保稅工場の許可の特例)の規定、法第六十二条の二(保稅展示場の許可)の規定、法第六十二条の八(総合保稅地域の許可)及び第六十二条の十四(許可の取消し等)の規定、法第六十三条の二第一項(保稅運送の特例)(同項に規定する特定保稅運送者の承認に関する部分に限る。次号イ

に限る。)の規定、法第三十七条第一項及び第二項(指定保稅地域の指定又は取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。)、法第三十八条(指定保稅地域の処分等)の規定、法第四十一条の二(外国貨物の搬入停止等)の規定、法第四十二条(保稅蔵置場の許可)の規定、法第四十七条(許可の失効)(法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定、法第四十八条(許可の取消し等)(法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)の規定、法第四十八条の二(許可の承継)(法第七条の十三、第五十五条(法第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五、第六十三条の八の二、第六十七条の十二、第六十七条の十八及び第七十九条の六において準用する場合を含む。)の規定、法第五十条第一項(保稅蔵置場の許可の特例)の規定、法第五十二条の二(保稅蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定、法第五十四条(承認の取消し等)(法第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十一条の二第一項(指定保稅工場の簡易手続)及び第六十一条の五第一項(保稅工場の許可の特例)の規定、法第六十二条の二(保稅展示場の許可)の規定、法第六十二条の八(総合保稅地域の許可)及び第六十二条の十四(許可の取消し等)の規定、法第六十三条の二第一項(保稅運送の特例)(同項に規定する特定保稅運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。)、第六十三条の三第二項(承認の手続等)の規定、第六十三条の六(保稅運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)、第六十三条の七第二項(承認の失効)及

において同じ。）、第六十三条の三第二項（承認の手続等）、第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）、第六十三条の七第二項（承認の失効）及び第六十三条の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の十一（承認の取消し）の規定、法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）、第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の十七第一項（認定の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九条第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）、第七十九条の四第二項（認定の失効）並びに第七十九条の五第一項（認定の取消し）の規定

ロ（省 略）

二（省 略）

2（省 略）

3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（同条約第十五条３及び第二十三条２の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第一条(b)に規定する標本をいう。）に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づく税関長

び第六十三条の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の十一（承認の取消し）の規定、法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）、第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の十七第一項（認定の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九条第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）、第七十九条の四第二項（認定の失効）並びに第七十九条の五第一項（認定の取消し）の規定

ロ 同上

二 同上

2 同上

3 同上

の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されないものとする。

- 一 法第二章第二節（申告納税方式による関税の確定）の規定及び法第八条（賦課課税方式による関税の確定）の規定（法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に掲げる関税の賦課に関する部分に限る。）

二・三 （省略）
4～6 （省略）

別表第一（第一条関係）

都道府県	(省略) 山口 山(削る)口 (省略)
港名	(省略) 岩国 山(削る)下松 (省略)

- 一 法第二章第二節（申告納税方式による関税の確定）の規定及び法第八条（賦課決定）の規定（法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に掲げる関税の賦課に関する部分に限る。）

二・三 同上
4～6 同上

別表第一（第一条関係）

都道府県	同上 山口 山口 山口
港名	同上 岩国 平生 徳山下松 同上

改 正 案

現 行

<p>（課税価格に含まれる運賃等）</p> <p>第一条の五 法第四条第一項第一号（課税価格の決定の原則）に規定する輸入港までの運賃等は、輸入貨物（法第四条の六（航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例）に規定する貨物に該当するものを除く。）の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃等の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等とする。</p> <p>2 5 （省 略）</p>	<p>（課税価格に含まれる運賃等）</p> <p>第一条の五 法第四条第一項第一号（課税価格の決定の原則）に規定する輸入港までの運賃等は、輸入貨物（法第四条の六第一項（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）に規定する貨物に該当するものを除く。）の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃等の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等とする。</p> <p>2 5 同 上</p>
<p>（航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例）</p> <p>第一条の十三 法第四条の六（航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例）に規定する政令で定める額は、二十万円とする。</p> <p>2 法第四条の六に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 （省 略）</p>	<p>（航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例）</p> <p>第一条の十三 法第四条の六第一項（航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例）に規定する政令で定める額は、二十万円とする。</p> <p>2 法第四条の六第一項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 同 上</p>
<p>（施設の指定の申請に係る手続）</p> <p>第十八条 前条第三号の指定を受けようとする専修学校又は各種学校の校長は、学校の目的、名称、位置、設立の年月日、学則、生徒又は学生の定員、設備、経費及び維持の方法を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（施設の指定の申請に係る手続）</p> <p>第十八条 前条第三号の指定を受けようとする専修学校又は各種学校の校長は、学校の目的、名称、位置、設立の年月日、学則、生徒の定員、設備、経費及び維持の方法を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。</p>

2 3 4 (省 略)

第十二章 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等

(軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定)

第五十七条 法第二十条の二第一項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 七 (省 略)

八 法の別表第二七〇・一二号の一の(一)のCの(a)及び第二七〇・二〇号の一の(一)のCの(a)に掲げる揮発油

九 法の別表第二七〇・一二号の一の(二)のBの(a)、第二七〇・一九号の一の(一)のBの(a)及び第二七〇・二〇号の一の(二)のBの(a)に掲げる灯油

十 法の別表第二七〇・一二号の一の(三)のA、第二七〇・一九号の一の(二)のA及び第二七〇・二〇号の一の(三)のAに掲げる軽油

十一 (省 略)

十二 (省 略)

十三 (省 略)

十四 (省 略)

十五 (省 略)

十六 (省 略)

十七 (省 略)

(軽減税率の適用についての手続)

第五十八条 前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)の軽減税率の適用を受

2 3 4 同 上

第十二章 同 上

(軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定)

第五十七条 同 上

一 七 同 上

(新 設)

(新 設)

(新 設)

八 同 上

九 同 上

十 同 上

十一 同 上

十二 同 上

十三 同 上

十四 同 上

(軽減税率の適用についての手続)

第五十八条 同 上

けようとする者は、当該貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一（省 略）

二 当該貨物の用途及び使用場所（前条第十二号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画）

三 当該貨物（前条第七号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。

一（省 略）

二 当該貨物が前条第十二号に掲げる重油及び粗油であるとき その旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

3 第一項の貨物の輸入申告は、当該貨物を使用する者（前条第十二号に掲げる貨物にあつては、当該貨物を販売する者）の名をもつてしなければならない。

（帳簿の備付け）

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物（同条第十二号に掲げるものを除く。）について、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる貨物（特例申告貨物を除く。）については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には

一 同 上

二 当該貨物の用途及び使用場所（前条第九号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画）

三 当該貨物（前条第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 同 上

一 同 上

二 当該貨物が前条第九号に掲げる重油及び粗油であるとき その旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

3 第一項の貨物の輸入申告は、当該貨物を使用する者（前条第九号に掲げる貨物にあつては、当該貨物を販売する者）の名をもつてなければならない。

（帳簿の備付け）

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物（同条第九号に掲げるものを除く。）について、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第七号、第八号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる貨物（特例申告貨物を除く。）については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略するこ

、省略することができる。

一〇四 (省 略)

五 当該貨物(第五十七条第七号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。)から製造した製品の品名及び数量(同条第十六号に掲げるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量)

2 法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第十二号に掲げる貨物の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者(次条第二項において「輸入者等」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一・二 (省 略)

(使用状況の報告等)

第六十条 税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第一項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)の軽減税率の適用を受けた貨物(第五十七条第十二号に掲げるものを除く。)の使用者に対し、当該貨物の使用の状況に関する報告書の提出を求めることができる。

2 税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第十二号に掲げる貨物の輸入者等に対し、当該貨物についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

(製造用原料品に関する規定の準用)

第六十一条 第十条から第十一条の二まで(第十一条第一項ただし書を除く。)の規定は、法第二十条の二第一項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)の軽減税率の適用を受けた貨物(第五十七条

とができる。

一〇四 同 上

五 当該貨物(第五十七条第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。)から製造した製品の品名及び数量(同条第十三号に掲げるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量)

2 法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者(次条第二項において「輸入者等」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一・二 同 上

(使用状況の報告等)

第六十条 税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第一項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)の軽減税率の適用を受けた貨物(第五十七条第九号に掲げるものを除く。)の使用者に対し、当該貨物の使用の状況に関する報告書の提出を求めることができる。

2 税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者等に対し、当該貨物についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

(製造用原料品に関する規定の準用)

第六十一条 第十条から第十一条の二まで(第十一条第一項ただし書を除く。)の規定は、法第二十条の二第一項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)の軽減税率の適用を受けた貨物(第五十七条

第八号から第十号まで及び第十二号に掲げるものを除く。)について準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは「法第二十条の二第二項」と、第十一条の二中「同項に」とあるのは「法第二十条の二第二項に」と、「同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる」とあるのは「当該軽減税率の適用を受けた」と、同条第五号中「譲渡しようとする先の製造工場」とあるのは「当該用途に供しようとする場所」と読み替えるものとする。

2 第十条及び第十一条(第一項ただし書を除く。)の規定は、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第八号から第十号まで及び第十二号に掲げる貨物について準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは、「法第二十条の二第二項」と読み替えるものとする。

(無税を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定)

第七十二条の二 法の別表第二七〇・一二号の一の(一)のCの(a)及び第二七〇・二〇号の一の(一)のCの(a)に規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。

一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂(ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。)

二 酢酸、ギ酸、プロピオン酸、こはく酸、アセトン、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が七個から十個までのものに限る。)、ブチルアルコール、ノルマルブチルアルデヒド、シクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア

(無税を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定)

第九号に掲げるものを除く。)について準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは「法第二十条の二第二項」と、第十一条の二中「同項に」とあるのは「法第二十条の二第二項に」と、「同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる」とあるのは「当該軽減税率の適用を受けた」と、同条第五号中「譲渡しようとする先の製造工場」とあるのは「当該用途に供しようとする場所」と読み替えるものとする。

2 第十条及び第十一条(第一項ただし書を除く。)の規定は、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物について準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは、「法第二十条の二第二項」と読み替えるものとする。

(新設)

第七十二条の三 法の別表第二七二〇・一二号の一の(ロ)のBの(a)及び

(新設)

(三)のA、第二七二〇・一九号の一の(ハ)のBの(a)及び(ロ)のA並びに第二七二〇・二〇号の一の(ロ)のBの(a)及び(三)のAに規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂(ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。)とする。

改 正 案	現 行
<p>第五条及び第六条 削除</p>	<p>（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第五条 法の別表第一第二七〇・一二号の一の(一)のC及び第二七〇・二〇号の一の(一)のCに規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）</p> <p>二 酢酸、ぎ酸、プロピオン酸、こはく酸、アセトン、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が七個から十個までのものに限る。）、ブチルアルコール、ノルマルブチルアルデヒド、シクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア</p> <p>（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第六条 法の別表第一第二七〇・一二号の一の(二)のB及び(三)、第二七〇・一九号の一の(一)のB及び(二)並びに第二七〇・二〇号の一の(二)のB及び(三)に規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）とする。</p>
<p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規</p>	<p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規</p>

定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の第三項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和八年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和七年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和八年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の第三項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和七年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和六年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和七年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 4 (省 略)

第六章 軽減税率等

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 十二 (省 略)

(削 る)

(削 る)

(削 る)

2 (省 略)

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十三条 (省 略)

2 3 (省 略)

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十二号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号若しくは

2 4 同 上

第六章 同 上

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 同 上

一 十二 同 上

十三 法の別表第一第二七〇・二二〇号の一の(一)のC及び第二七〇・二〇号の一の(一)のCに掲げる揮発油

十四 法の別表第一第二七〇・二二〇号の一の(二)のB、第二七〇・一九号の一の(一)のB及び第二七〇・二〇号の一の(二)のBに掲げる灯油

十五 法の別表第一第二七〇・二二〇号の一の(三)、第二七〇・一九号の一の(二)及び第二七〇・二〇号の一の(三)に掲げる軽油

2 同 上

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十三条 同 上

2 3 同 上

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号若しくは

第十号から第十二号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5
5
15
(省 略)

第十号から第十五号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5
5
15
同 上

○ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものと する。</p> <p>一 三 （省 略）</p> <p>四 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七條第三十項、 第八條第十一項若しくは第三十三項（同法第八條の二第十六項に おいて準用する場合を含む。）、第八條の二第十四項若しくは第 九條第九項の規定による還付金又は同法第十條第二項、第十九條 第一項、第十九條の二第二項、第十九條の三第一項若しくは第二 十條第一項若しくは第二項の規定による払戻金</p> <p>五 二十一 （省 略）</p>	<p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>一 三 同 上</p> <p>四 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七條第三十項、 第八條第十一項若しくは第三十三項若しくは第九條第九項の規定 による還付金又は同法第十條第二項、第十九條第一項、第十九條 の二第二項、第十九條の三第一項若しくは第二十條第一項若しく は第二項の規定による払戻金</p> <p>五 二十一 同 上</p>

○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
〇四〇一・ 一〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に占める乳脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当
〇四〇一・ 二〇	ターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないかは砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇三・ 二〇	は砂糖その他の甘味料、		
〇四〇三・ 九〇	は砂糖その他の甘味料、		
〇四〇四・ 九〇	は砂糖その他の甘味料、		
一八〇六・ 二〇	（並びにヨーグルト、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率法別表（以下「関税率表」という。）		
一八〇六・ 九〇	（並びにヨーグルト、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率法別表（以下「関税率表」という。）		
一九〇一・ 一〇	から第〇四・〇四項まで		

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
同上	同上	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで	同上

<p>一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇</p>	<p>の物品の調製食品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）並びに調製食品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）</p>	<p>○四〇二・ 一〇 ○四〇二・ 二一 ○四〇二・</p>	<p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p>	<p>令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで</p>	<p>該物品の全重量に乗じて得た数量とする。）</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>

<p>二九 のうち学校等給食用のもの以外のもの</p>	<p>○四〇二・ 一〇 ○四〇二・ 二一</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの</p>	<p>○四〇二・ 九一</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）</p>	<p>○四〇四・ 一〇</p> <p>無機質を濃縮したホエイ</p> <p>ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも</p>
<p>令和八年四月一日から</p>	<p>令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで</p>	<p>令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで</p>	<p>令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで</p>
<p>七、二六四 トン</p>	<p>一、五〇〇 トン</p>	<p>一四、〇〇 トン</p>	<p>四五、〇〇 トン</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>令和七年四月一日から</p>	<p>令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで</p>	<p>令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで</p>	<p>令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

○七二三・ 三五 ○七二三・ 三四 ○七二三・ 三三 ○七二三・ 三二 ○七二三・ 一〇	○七二三・ 一〇 ○七二三・ 皮を除いてあるかないか 又は割つてあるかないか を問わない。)のうち、 ひよこ豆、緑豆及びひら 豆以外のもの	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	一〇〇、〇 〇〇トン	の	○四〇四・ 一〇 ○四〇四・ 九〇	ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の うち乳幼児用の調製粉乳 又は調製液状乳の製造に 使用するもの	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	二五、〇〇 〇トン	○四〇五・ 一〇 ○四〇五・ 九〇	ミルクから得たバターそ の他の油脂	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	五八一トン	○四〇六・ 一〇 ○四〇六・ 四〇 ○四〇六・ 九〇	チーズ及びカードのうち プロセスチーズの原料と して使用するもの	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	四九、四〇 〇トン
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一一〇七・										三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇
麦芽（煎つてあるかない	とうもろこしのうちその 他のもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	
令和八年四 月三十一日ま で	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	
五二〇、六	一一九、六 〇〇トン	六四、八〇 〇トン	三五三、八 〇〇トン	四、二三七 、二〇〇ト ン						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
令和七年四 月三十一日ま で	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	
五二九、七	一三五、三 〇〇トン	五二、七〇 〇トン	三一四、四 〇〇トン	四、二四九 、三〇〇ト ン						

一〇 一一〇七・ 二〇	かを問わない。）	月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	一六九、一 〇〇トン
一二〇二・ 三〇 一二〇二・ 四一 一二〇二・	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてある	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの
	同上	同上	同上
	同上	同上	同上
		令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	一六〇、七 〇〇トン
	同上	同上	同上

四二	かないかを問わない。)	一八〇六・ 二〇	一二二二・ 九九	こんにやく芋（アモルフ オフアルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で		ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は	令和八年四 月一日から 令和九年三 月三十一日ま で	一、八〇〇 トン	一トンは、 殻を除いた もの〇・七 五トンに換 算するもの とする。） 二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉〇 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	三、〇〇〇 トン	同上	同上	令和七年四 月一日から 令和八年三 月三十一日ま で	同上

四一〇一・ 二〇 四一〇一・ 五〇 四一〇一・ 九〇 四一〇四・ 一一 四一〇四・ 一九 四一〇四・ 四一 四一〇四・ 四九 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 一二 四一〇七・ 一九 四一〇七・ 九一 四一〇七・ 九二 四一〇七・ 九九	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるか	月三十一日まで 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで	二一四、〇〇平方メートル	同上	同上	月三十一日まで 令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで	同上
---	--	---------------------------------------	--------------	----	----	---------------------------------------	----

<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二</p>		<p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしてお</p>	<p>ないかを問わない。以下の項において同じ。）のうち、染色したもの以外のもの（クロムなめしたものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のも</p>	<p>令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで</p>	<p>令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで</p>	<p>一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル</p>	<p>一、四六六 、〇〇〇平 方メートル</p>
<p>同上</p>		<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで</p>	<p>令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

六四〇三・ 二〇 六四〇三・	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製）	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで	七九八トン （生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸〇・四トンに換算するものとする。）	四一・二・ 〇〇 四一・三・ 一〇	らず、毛が付いていないものに限り、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色したもの並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限り、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものは
同上	同上	同上	同上	同上	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものと、野蚕のものを除く。）
同上	同上	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

- 四〇
- 六四〇三・
- 五一
- 六四〇三・
- 五九
- 六四〇三・
- 九一
- 六四〇三・
- 九九
- 六四〇四・
- 一九
- 六四〇四・
- 二〇
- 六四〇五・
- 一〇
- 六四〇五・
- 九〇

のものに限る。)のうち
 甲が革製のもの及び甲に
 毛皮を使用したもの並び
 にこれら以外のもので本
 底が革製のもの(スポー
 ツ用のもの、体操用、競
 技用その他これらに類す
 る用途に供するもの及び
 スリッパを除くものとし
 、甲が革製のもの以外の
 ものにあつては、甲の一
 部に革を使用したものに
 限る。)

月三十一日ま
 で

月三十一日ま
 で

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 次に掲げる告示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ ㄉ ㄱ（省 略）</p> <p>リ 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三六号の六、第三七号から第四〇号まで、第四〇号の三、第四二号の二、第四五号、第四六号、第四六号の三、第四六号の四、第四七号の六、第五〇号、第五一号の四、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一五、第五七号の一九、第五八号、第五九号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六三号の四、第六四号、第六五号の一八、第六五号の二〇、第六五号の二三、第六五号の三〇、第六五号の三二、第六五号の三三、第七〇号の九から第七一号の四まで、第七二号の四、第七二号の五、第七三号の六、第七三号の八、第七四号、第七五号、第七六号の二、第七六号の四、第七八号、第七八号の二、第七九号から第八一号の二まで、第八二号から第八四号の二まで、第八五号、第八五号の四、第八七</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ ㄉ ㄱ 同 上</p> <p>リ 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三六号の六、第三七号から第四〇号まで、第四〇号の三、第四二号の二、第四五号、第四六号、第四六号の三、第四六号の四、第四七号の六、第五〇号、第五一号の四、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一五、第五七号の一九、第五八号、第五九号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六三号の四、第六四号、第六五号の一八、第六五号の二〇、第六五号の二三、第六五号の三〇、第六五号の三二、第六五号の三三、第七〇号の九から第七一号の四まで、第七二号の四、第七二号の五、第七三号の六、第七三号の八、第七四号、第七五号、第七六号の二、第七六号の四、第七八号、第七八号の二、第七九号から第八一号の二まで、第八二号から第八四号の二まで、第八五号、第八五号の四、第八七</p>

号、第八九号の四から第八九号の六まで、第八九号の一、第八九号の一三、第八九号の一四、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九三号、第九三号の二、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号、第一一〇号の四、第一一〇号の五又は第一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

二の二 （省 略）

二の三 次に掲げる命令に関する業務

イ 関税法第九条の二第三項後段（納期限の延長）、消費税法（

昭和六十三年法律第八号）第五十一条第三項後段（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の六第三項後段（納期限の延長）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十二条第三項後段（納期限の延長）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三条第三項後段（納期限の延長）又は石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八条第三項後段（納期限の延長）の規定による命令

号、第八九号の四から第八九号の七まで、第八九号の一、第八九号の一四、第八九号の一五、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九三号、第九三号の二、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号、第一一〇号の四、第一一〇号の五又は第一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

二の二 同 上

二の三 関税法第六十九条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の十五第一項若しくは第二項の規定による命令に関する業務（新 設）

ロ 関税法第六十九条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の十五第一項若しくは第二項の規定による命令

三・四 （省 略）

五 消費税法第八条第六項（輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税）若しくは租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）に規定する消費税の徴収又は同法第八十七条の六第六項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）に規定する酒税の徴収に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

六〇十 （省 略）

2〇7 （省 略）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手 続
一	（省 略）
二	
三	
三の二	関税法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する関税関係帳簿若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に係る財務省令で定める手続
三の三	関税法第十二条の四第三項（重加算税）に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録（同項に規定する特定電磁的記録に限る。）に係る財務省令で定める手続

（新 設）

三・四 同 上

五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第八条第三項（輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税）に規定する消費税の徴収（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十七条の六第三項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）に規定する酒税の徴収に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

六〇十 同 上

2〇7 同 上

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手 続
一	同 上
二	
三	
三の二	関税法第十二条の二第三項（過少申告加算税）の規定による関税関係帳簿若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に係る財務省令で定める手続
（新設）	（新 設）

四一	三 四〇の ～ 二四	四一	関税法第六十七条の五（特例輸出貨物の亡失等の届出
二二	一九 ～ 四	二〇	関税法第三十三条（外国貨物の廃棄）の規定による届出
二二		二二	関税法第三十六条第一項（保税地域についての規定の準用等）において準用する同法第三十二条の規定による許可の申請、同項において準用する同法第三十三条の規定による届出、同項において準用する同法第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定による承認の申請若しくは同法第三十六条第一項において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第三十六条第二項の規定による届出
二二		二二	（省略）
二二		二二	関税法第四十一条の二（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）の規定による届出
二二		二二	関税法第四十一条の五（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請又は同法第四十一条の五において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出
二二		二二	（省略）

四一	三 四〇の ～ 二四	四一	関税法第六十七条の五（特例輸出貨物の亡失等の届出
二二	一九 ～ 四	二〇	関税法第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定による届出
二二		二二	関税法第三十六条第一項（保税地域についての規定の準用等）において準用する同法第三十二条の規定による許可の申請、同項において準用する同法第三十四条の規定による届出、同項において準用する同法第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定による承認の申請若しくは同法第三十六条第一項において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第三十六条第二項の規定による届出
二二		二二	同上
二二		二二	（新設）
二二		二二	関税法第四十一条の三（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請又は同法第四十一条の三において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出
二二		二二	同上

四一の	二	五五の ～	四	五五の	五	五五の	六	七〇の ～	七	七〇の	八	七〇の	九	七〇の ～	一一
（）において準用する同法第三十三条本文又は第四十五条第三項の規定による届出		（省略）		関税法施行令第五十一条（保税蔵置場の許可の特例）についての規定の準用）において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第二項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付		（省略）		（省略）		不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による還付請求書の提出及び証拠の添付		（省略）		（省略）	

四一の	二	五五の ～	四	五五の	五	五五の	六	七〇の ～	七	七〇の	八	七〇の	九	七〇の ～	一一
（）において準用する同法第三十四条本文又は第四十五条第三項の規定による届出		同上		関税法施行令第五十一条第二項（技術的読替え等）において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条第二項において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付		同上		同上		不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）の規定による還付請求書の提出及び証拠の添付		同上		同上	

八二 ～ 八二の 三	八三	揮発油税法第十三条第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八三の 二		
八四の ～		（省略）
八四の 二		
八四の 三		石油石炭税法第十五条第二項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定による申告書の提出
八五 ～ 八九の 三		（省略）
八九の 四		租税特別措置法第八十六条の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）の規定による承認の申請
（削る）		（削る）
八九の （省略）		

八二 ～ 八二の 三	八三	揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三条第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八三の 二		
八四の ～		同上
八四の 二		
八四の 三		石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十五条第二項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定による申告書の提出
八五 ～ 八九の 三		同上
八九の 四		租税特別措置法第八十六条の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）において準用する消費税法第八条第三項の規定による承認の申請
八九の 五		租税特別措置法第八十七条の六第三項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）の規定による承認の申請
八九の （省略）		同上

一 一六	九 〇	一 六	八 九 の	一 五	八 九 の	一 四	八 九 の	一 三	八 九 の	一 二	八 九 の	一	八 九 の	一 〇	八 九 の	九	八 九 の	八	八 九 の	七	八 九 の	六	八 九 の	五
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	

一 一六	九 〇	一 七	八 九 の	一 六	八 九 の	一 五	八 九 の	一 四	八 九 の	一 三	八 九 の	一 二	八 九 の	一	八 九 の	一 〇	八 九 の	九	八 九 の	八	八 九 の	七	八 九 の	六
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	

○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

不当廉売関税等に関する政令

不当廉売関税に関する政令

（定義）

（定義）

第一条 この政令において、「供給者」、「供給国」、「指定貨物」、「不当廉売差額」又は「要還付額」とは、それぞれ関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項又は第三十二項に規定する供給者、供給国、指定貨物、不当廉売差額又は要還付額をいい、「指定貨物供給国等」とは、法第八条の二第一項第一号に規定する指定貨物供給国等をいう。

第一条 この政令において、「供給者」、「供給国」、「指定貨物」、「不当廉売差額」又は「要還付額」とは、それぞれ関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項又は第三十二項に規定する供給者、供給国、指定貨物、不当廉売差額又は要還付額をいう。

（正常価格）

（正常価格）

第二条 法第八条第一項に規定する政令で定める価格は、次に掲げる価格とする。

第二条 同上

- 一 不当廉売がされた貨物の原産国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
- 二 不当廉売がされた貨物の供給国から本邦以外の国に輸出される当該貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格
- 三 不当廉売がされた貨物の生産費に当該貨物の原産国で生産された当該貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格
- 四 不当廉売がされた貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国と比較可能な最も近い経

- 一 当該輸入貨物の原産国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
- 二 当該輸入貨物の供給国から本邦以外の国に輸出される当該輸入貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格
- 三 当該輸入貨物の生産費に当該輸入貨物の原産国で生産された当該輸入貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格
- 四 当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国と比較可能な最も近い経済発

濟發展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のため
の販売価格又は当該不当廉売がされた貨物の原産国と比較可能な
最も近い經濟發展段階にある国における当該同種の貨物の生産費
に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び
一般的な経費の額を加えた価格

2 法第八条第一項の規定を適用する場合において、前項第二号又は
第三号に掲げる価格を用いることができる場合は、不当廉売がされ
た貨物の供給国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の
通常の商取引における価格がない場合又は当該供給国の市場が特殊
な状況にあるため若しくは当該供給国における当該同種の貨物の販
売量が少ないため当該供給国における消費に向けられる当該同種の
貨物の通常の商取引における価格を用いることが適当でないと認め
られる場合に限るものとし、同項第四号に掲げる価格を用いること
ができる場合は、当該不当廉売がされた貨物の供給国が世界貿易機
関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及
び貿易に関する一般協定の附属書I（注釈及び補足規定）の「第六
条について」の「1について」の2に規定する国である場合に限る
ものとする。

3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国（香港地域及びマカオ
地域を除く。以下この項及び第十条の三において同じ。）又はベト
ナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第八条第一項の規定
を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物
と同種の貨物を生産している当該輸入貨物の原産国の産業において
当該同種の貨物の生産及び販売について市場經濟の条件が浸透して
いる事実（第十条の三において「特定貨物の生産及び販売について
市場經濟の条件が浸透している事実」という。）があることを明確
に示すことができない場合は、第一項第四号に掲げる価格を用いる
ことができる。

展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販
売価格又は当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い經濟發展
段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物
に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額
を加えた価格

2 法第八条第一項の規定を適用する場合において、前項第二号又は
第三号に掲げる価格を用いることができる場合は、当該輸入貨物の
供給国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常
の商取引における価格がない場合又は当該供給国の市場が特殊な状
況にあるため若しくは当該供給国における当該輸入貨物と同種の貨
物の販売量が少ないため当該供給国における消費に向けられる当該
輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格を用いることが
適当でないと認められる場合に限るものとし、同項第四号に掲げる
価格を用いることができる場合は、当該輸入貨物の供給国が世界貿
易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関
税及び貿易に関する一般協定の附属書I（注釈及び補足規定）の「
第六条について」の「1について」の2に規定する国である場合に
限るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国（香港地域及びマカオ
地域を除く。以下この項及び第十条の二において同じ。）又はベト
ナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第八条第一項の規定
を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物
と同種の貨物を生産している当該輸入貨物の原産国の産業において
当該同種の貨物の生産及び販売について市場經濟の条件が浸透して
いる事実（第十条の二において「特定貨物の生産及び販売について
市場經濟の条件が浸透している事実」という。）があることを明確
に示すことができない場合は、第一項第四号に掲げる価格を用いる
ことができる。

4 法第八条第一項に規定する正常価格は、不当廉売がされた貨物の輸出のための販売価格との間の取引段階、取引数量その他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異により生じた価格差につき必要な調整を行った後の価格とする。

(輸出のための販売価格の特例)

2 | 第三条 法第八条第一項の規定を適用する場合において、不当廉売がされた貨物につき輸出のための販売価格がない場合又は当該貨物の輸出者が当該貨物の輸入者（本邦において当該貨物を譲り受けた者を含む。）と連合しているために当該貨物の輸出のための販売価格を用いることが適当でないとき認められる場合における当該貨物の輸出のための販売価格は、当該貨物の輸出者及び輸入者と連合していない者に対して国内において最初に販売される当該貨物の国内販売価格（その国内販売価格が当該貨物を原材料として生産がされた上販売される貨物に係る価格であるときは、当該国内販売価格から当該生産により付加された価額を控除して得られる価格）に基づき算出される価格とする。

2 | 法第八条の二第一項（同項第三号に掲げる貨物について適用する場合を除く。）の規定を適用する場合において、同項第一号若しくは第二号に掲げる貨物につき輸出のための販売価格がない場合又は当該貨物の輸出者が当該貨物の輸入者（本邦において当該貨物を譲り受けた者を含む。）と連合しているために当該貨物の輸出のための販売価格を用いることが適当でないとき認められる場合における当該貨物の輸出のための販売価格は、当該貨物の輸出者及び輸入者と連合していない者に対して国内において最初に販売される当該貨物の国内販売価格（その国内販売価格が当該貨物を原材料として生産がされた上販売される貨物に係る価格であるときは、当該国内販売価格から当該生産により付加された価額を控除して得られる価格）

4 法第八条第一項に規定する正常価格は、当該輸入貨物の輸出のための販売価格との間の取引段階、取引数量その他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異により生じた価格差につき必要な調整を行った後の価格とする。

(輸出のための販売価格の特例)

2 | 第三条 法第八条第一項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物につき輸出のための販売価格がない場合又は当該輸入貨物の輸出者が当該輸入貨物の輸入者（本邦において当該輸入貨物を譲り受けた者を含む。）と連合しているために当該輸入貨物の輸出のための販売価格を用いることが適当でないとき認められる場合における当該輸入貨物の輸出のための販売価格は、当該輸入貨物の輸出者及び輸入者と連合していない者に対して国内において最初に販売される当該輸入貨物の国内販売価格（その国内販売価格が当該輸入貨物を原材料として生産がされた上販売される貨物に係る価格であるときは、当該国内販売価格から当該生産により付加された価額を控除して得られる価格）に基づき算出される価格とする。

(新設)

に基づき算出される価格とする。

(本邦の産業)

第四条 法第八条第一項に規定する本邦の産業とは、不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいうものとする。

2 法第八条第一項の場合における前項の本邦の生産者には、次に掲げる関係を有する生産者及び同条第四項、第二十一項（同条第三十項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めがあった日（これらの規定による求めがない場合において同条第五項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査を行うときは、当該調査を開始する日）の六月前の日以後に当該不当廉売がされた貨物の輸入（その輸入量が少量なものを除く。）をした生産者は含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる関係を有する生産者が、当該各号に掲げる関係による影響が次の各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出した場合、又は当該貨物を輸入した生産者が、当該貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合において、当該証拠によりその旨認められるときは、この限りでない。

一 当該不当廉売がされた貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している関係

二 当該不当廉売がされた貨物の供給者又は輸入者により直接又は間接に支配されている関係

三 当該不当廉売がされた貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている関係

(本邦の産業)

第四条 法第八条第一項に規定する本邦の産業とは、当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいうものとする。

2 前項の本邦の生産者には、次に掲げる関係を有する生産者及び当該輸入貨物を法第八条第四項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めがあった日（これらの規定による求めがない場合において同条第五項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査を行うときは、当該調査を開始する日）の六月前の日以後に輸入（その輸入量が少量なものを除く。）した生産者は含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる関係を有する生産者が、当該各号に掲げる関係による影響が次の各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出した場合、又は当該輸入貨物を輸入した生産者が、当該輸入貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合において、当該証拠によりその旨認められるときは、この限りでない。

一 当該輸入貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している関係

二 当該輸入貨物の供給者又は輸入者により直接又は間接に支配されている関係

三 当該輸入貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている関係

四 当該不当廉売がされた貨物の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している関係

3

法第八条の二第一項の場合における第一項の本邦の生産者には、次に掲げる関係を有する生産者、同条第三項の規定による求めがあった日（同項の規定による求めがない場合において同条第四項の調査を行うときは、当該調査を開始する日）の六月前の日以後に同条第一項各号に掲げる貨物の輸入（その輸入量が少量なものを除く。）をした生産者及び同条第三号に掲げる貨物を原料又は材料として本邦において生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物（同号に掲げる貨物を原料又は材料の一部として生産される同項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の生産を行う生産者は含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる関係を有する生産者が、当該各号に掲げる関係による影響が次の各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出した場合、又は法第八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる貨物を輸入した生産者が、不当廉売がされた貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合において、当該証拠によりその旨認められるときは、この限りでない。

一 法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している関係

二 法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者により直接又は間接に支配されている関係

三 法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている関係

四 当該輸入貨物の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している関係

（新設）

四 法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している関係

(本邦の産業に利害関係を有する者)

第五条 法第八条第四項、第二十一項及び第二十六項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

- 一 不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該同種の貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、第七条及び第十条第二号において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該同種の貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である当該生産者の当該同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該同種の貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの
- 二 不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合（第七条及び第十条第二項第三号において「関係労働組合」という。）であつてその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるものとされる生産者及び当該生産者の不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産高は、前項第一号の本邦の生産者及び総生産高には含まないものとし、同条第二項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該同種の貨物の生産に従事する者は、前項第二号の従事する者には含まないものとする。

(本邦の産業に利害関係を有する者)

第五条 同上

- 一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、第七条及び第十条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である当該生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの
- 二 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合（第七条及び第十条において「関係労働組合」という。）であつてその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの

- 2 前条第二項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は、前項第一号の本邦の生産者及び総生産高には含まないものとし、同条第二項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の生産に従事する者は、前項第二号の従事する者には含まないものとする。

法第八条の二第三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

(新設)

一 次に掲げる本邦の生産者又は団体（以下この号、第七条の二第一項第九号及び第十条の二第二項第二号において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条の二第一項第九号において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である当該生産者の当該同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該同種の貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの

イ 不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者（当該不当廉売がされた貨物について法第八条第五項の調査が開始された日前において当該同種の貨物の生産を行つていた者及び当該調査が開始された日以後において当該同種の貨物の生産を開始した生産者であつて当該生産者が法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の生産を行つていないことが明らかであると認められる証拠を提出する者に限る。）

ロ イに掲げる本邦の生産者を直接又は間接の構成員とする団体
二 不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者（当該不当廉売がされた貨物について法第八条第五項の調査が開始された日前において当該同種の貨物の生産に従事していた者及び当該調査が開始された日以後において当該同種の貨物の生産に従事した者であつて当該生産に従事した者が法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として生産される法第

八条第一項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限り。）の生産に従事していないことが明らかであると認められる証拠を提出する者に限り。以下この号において同じ。）を直接又は間接の構成員とする労働組合（第七条の二第一項第九号及び第十条の二第二項第三号において「関係労働組合」という。）であつてその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの

4 前条第三項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者及び当該生産者の不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産高は、前項第一号の本邦の生産者及び総生産高には含まないものとし、同条第三項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該同種の貨物の生産に従事する者は、前項第二号の従事する者には含まないものとする。

（不当廉売関税を課すること等を求める手続）

第七条 法第八条第四項の規定により政府に対し不当廉売関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第四項に規定する不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一～四 （省 略）

五 法第八条第四項に規定する不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
六 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部（以下この条及び次条において「証拠等」という。）を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

（新 設）

（不当廉売関税を課すること等を求める手続）

第七条 法第八条第四項の規定により政府に対し不当廉売関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一～四 同 上

五 法第八条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
六 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部（以下この条において「証拠等」という。）を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

七・八 (省 略)

2 (省 略)

3 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税について、同条第二十一項の規定により政府に対し当該不当廉売関税の変更又は廃止をすることを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一〇八 (省 略)

4 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税に係る同項の規定により指定された期間について、同条第二十六項の規定により政府に対しその延長を求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十六項に規定する不当廉売がされた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一〇四 (省 略)

5 法第八条第二十六項に規定する不当廉売がされた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあること
この概要

六〇八 (省 略)

5 第三項の規定は、法第八条第三十一項において準用する同条第二十一項の規定により同条第八項前段（同条第十四項前段、第二十四項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項において準用する場合を含む。）の規定により受諾された約束の変更（有効期間の変更を含む。）をすることを求める場合について

七・八 同上

2 同上

3 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税について、同条第二十一項の規定により政府に対し当該不当廉売関税を変更し、又は廃止をすることを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一〇八 同上

4 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税に係る同項の規定により指定された期間について、同条第二十六項の規定により政府に対しその延長を求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十六項に規定する不当廉売がされた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一〇四 同上

5 法第八条第二十六項に規定する不当廉売がされた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあること
この概要

六〇八 同上

5 第三項の規定は、法第八条第八項前段（同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定により受諾された約束を同条第三十一項において準用する同条第二十一項の規定により変更（有効期間の変更を含む。）をすることを求める場

準用する。

6 財務大臣は、第一項、第二項、第三項（前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により提出された証拠等で秘密として取り扱うことを適当と認めるもの（以下この条において「秘密証拠等」という。）があるときは、当該証拠等を提出した者に対し、当該秘密証拠等についての秘密として取り扱うことを要しない要約を記載した書面の提出を求めるものとする。

7・8 （省 略）

9 財務大臣は、第一項、第二項、第三項（第五項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により提出された証拠等のうち当該証拠等を提出した者から秘密として取り扱うことが求められたものについて、秘密として取り扱うことが適当でないと認める場合には、当該証拠等を提出した者に対し、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、財務大臣は、当該証拠等を提出した者が秘密として取り扱うことの求めを撤回せず、かつ、当該証拠等についての適当と認められる要約を記載した書面を提出しないときは、当該秘密として取り扱うことが求められた証拠等を調べないものとすることができる。

10 財務大臣は、第一項、第二項、第三項（第五項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により提出された証拠等を前二項の規定により調べないものとしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該証拠等を提出した者に対し書面により通知しなければならない。

（法第八条の二第一項の規定による関税を課すること等を求める手続）

第七条の二 法第八条の二第三項の規定により政府に対し同条第一項の規定による関税を課することを求めようとする者（以下この項に

合）について準用する。

6 財務大臣は、前各項の規定により提出された証拠等で秘密として取り扱うことを適当と認めるもの（以下この条において「秘密証拠等」という。）があるときは、当該証拠等を提出した者に対し、当該秘密証拠等についての秘密として取り扱うことを要しない要約を記載した書面の提出を求めるものとする。

7・8 同 上

9 財務大臣は、第一項から第五項までの規定により提出された証拠等のうち当該証拠等を提出した者から秘密として取り扱うことが求められたものについて、秘密として取り扱うことが適当でないと認める場合には、当該証拠等を提出した者に対し、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、財務大臣は、当該証拠等を提出した者が秘密として取り扱うことの求めを撤回せず、かつ、当該証拠等についての適当と認められる要約を記載した書面を提出しないときは、当該秘密として取り扱うことが求められた証拠等を調べないものとすることができる。

10 財務大臣は、第一項から第五項までの規定により提出された証拠等を前二項の規定により調べないものとしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該証拠等を提出した者に対し書面により通知しなければならない。

（新 設）

において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第三項に規定する同条第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該法第八条の二第一項各号に掲げる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三 当該法第八条の二第一項各号に掲げる貨物の供給者又は供給国

四 指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

五 指定貨物の供給者又は供給国

六 第五条第三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

七 法第八条の二第三項に規定する同条第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないことに関する事実の概要

八 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

九 当該申請者の法第八条の二第三項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

十 その他参考となるべき事項

2 | 法第八条の二第六項の規定により政府に対し同条第一項の規定による関税を課さないことを求めようとする同条第四項の調査に係る貨物の供給者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該調査に係る貨物の供給者に係る同条第一項各号に掲げる貨物の輸入が法第八条第一項の規

(新設)

定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではない
ことに関する事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣
に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該法第八条の二第四項の調査に係る貨物の品名、銘柄、型式
及び特徴

三 法第八条の二第六項に規定する指定貨物供給国等における指定
貨物の供給者と取引関係にないことその他の同条第四項の調査に
係る貨物の供給者に係る同条第一項各号に掲げる貨物の輸入が法
第八条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行
われたものではないことに関する事実の概要

四 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、
その旨及びその理由

五 その他参考となるべき事項

3 前項の規定は、法第八条の二第一項の規定により課される関税に
ついて、同条第十項の規定により同条第一項各号に掲げる貨物の供
給者が政府に対し当該関税を課さないことを求める場合について準
用する。

4 前条第六項から第十項までの規定は、前三項の規定により提出さ
れた証拠等について準用する。

(不当廉売関税に係る調査の開始の通知等)

第八条 財務大臣は、法第八条第五項、第十三項、第二十二項(同条
第三十一項において準用する場合を含む。)又は第二十七項の調査
(以下「不当廉売関税に係る調査」という。)を開始することが決
定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利
害関係人と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報
で告示しなければならない。

(新設)

(新設)

(調査の開始の通知等)

第八条 財務大臣は、法第八条第五項、第十三項、第二十二項(同条
第三十一項において準用する場合を含む。)又は第二十七項の調査
(第十四条、第十六条第一項(各号列記以外の部分に限る。))、第
十七条及び第十九条を除き、以下単に「調査」という。)を開始す
ることが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項
を直接の利害関係人(当該調査に係る貨物の供給者又はその団体)

- 一 当該不当廉売関税に係る調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- 三 当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の供給者又は供給国
- 四 当該不当廉売関税に係る調査を開始する年月日
- 五 当該不当廉売関税に係る調査の対象となる期間
- 六 当該不当廉売関税に係る調査の対象となる事項の概要
- 七 第十条第一項前段及び第十条の三第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第一項の規定による対質の申出、第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限
- 八 法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 法第八条の二第一項の規定により指定された貨物（以下「法

その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）並びにこれらの者以外の者であつて財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 三 当該調査に係る貨物の供給者又は供給国
 - 四 当該調査を開始する年月日
 - 五 当該調査の対象となる期間
 - 六 当該調査の対象となる事項の概要
 - 七 第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第一項の規定による対質の申出、第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限
- （新設）

第八条の二第一項指定貨物」という。)の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ 法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

九 (省 略)

2 前項の「直接の利害関係人」とは、次に掲げるものをいう。

一 当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の供給者又はその団体
(その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の供給者である団体に限る。)

二 当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の輸入者又はその団体
(その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。)

三 申請者

四 法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合にあっては、次条第二項に規定する回避調査の直接の利害関係人(前三号に掲げるものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、財務大臣が当該不当廉売関税に係る調査に特に利害関係を有すると認めるもの

3 財務大臣は、第一項の規定により直接の利害関係人(前項に規定する直接の利害関係人をいう。以下同じ。)に対し通知する場合には、申請者を除く直接の利害関係人に対し、第一項に規定する書面に第七条第一項、第二項、第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(又は第四項の規定により提出された書面及び証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び申請者により秘密の情報として提供された部分を除く。))の写しを併せて送付しなければならない。

4 財務大臣は、法第八条第四項、第十二項、第二十一項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)(又は第二十六項の規定によ

八 同上

(新 設)

2 財務大臣は、前項の規定により直接の利害関係人に対し通知する場合には、申請者を除く直接の利害関係人に対し、同項に規定する書面に前条第一項から第五項までの規定により提出された書面及び証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び申請者により秘密の情報として提供された部分を除く。))の写しを併せて送付しなければならない。

3 財務大臣は、法第八条第四項、第十二項、第二十一項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)(又は第二十六項の規定によ

る求めがあつた場合において、不当廉売関税に係る調査を開始しないことが決定されたときは、速やかに、その旨及びその理由を申請者に対し書面により通知しなければならない。

(不当廉売関税の課税の回避に係る調査の開始の通知等)

第八条の二 財務大臣は、法第八条の二第四項、第七項又は第十一項の調査（以下「不当廉売関税の課税の回避に係る調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を回避調査の直接の利害関係人と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る申請者（法第八条の二第三項、第六項又は第十項の規定による求めをした者という。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者又は供給国

四 指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

五 指定貨物の供給者又は供給国

六 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査を開始する年月日

七 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査の対象となる期間

八 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査の対象となる事項の概要

九 第十条の二第一項前段及び同条第四項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第三項において準用する同条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第四項において準用する同条第一項の規定による対質の申出、第十二条の二第三項において準用

る求めがあつた場合において、調査を開始しないことが決定されたときは、速やかに、その旨及びその理由を申請者に対し書面により通知しなければならない。

(新設)

する同条第一項の規定による意見の表明並びに第十三条第三項において準用する同条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

十 法第八条の二第四項の調査を開始することが決定された場合にあっては、同条第六項の規定により財務大臣が指定する日

十一 その他参考となるべき事項

2 前項の「回避調査の直接の利害関係人」とは、次に掲げるものをいう。

一 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）

二 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）

三 申請者

四 指定貨物供給国等における指定貨物の供給者

五 法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料として本邦において法第八条第一項の規定により指定された貨物の生産を行う者

六 前各号に掲げるもののほか、財務大臣が当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に特に利害関係を有すると認めるもの

3 財務大臣は、第一項の規定により回避調査の直接の利害関係人（前項に規定する回避調査の直接の利害関係人をいう。以下同じ。）に対し通知する場合には、申請者を除く当該回避調査の直接の利害関係人に対し、第一項に規定する書面に第七条の二第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出

（新設）

（新設）

された書面及び証拠（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び申請者により秘密の情報として提供された部分を除く。）の写しを併せて送付しなければならない。

4 財務大臣は、法第八条の二第三項、第六項又は第十項の規定による求めがあった場合において、不当廉売関税の課税の回避に係る調査を開始しないことが決定されたときは、速やかに、その旨及びその理由を申請者に対し書面により通知しなければならない。

（調査の期間の延長）

第九条 財務大臣は、法第八条第六項ただし書（同条第十四項前段において準用する場合を含む。）又は第二十三項ただし書（同条第二十八項及び第三十一項において準用する場合を含む。）の規定により不当廉売関税に係る調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される不当廉売関税に係る調査の期間及び延長の理由を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

2 財務大臣は、法第八条の二第五項ただし書又は第十二項ただし書の規定により同条第四項又は第十一項の調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される同条第四項又は第十一項の調査の期間及び延長の理由を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

（不当廉売関税に係る調査における証拠の提出等）

第十条 不当廉売関税に係る調査が開始された場合において、利害関係者は、第八条第一項の規定により通知され、又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項（同条第三十一項において準用する場

（新設）

第九条 財務大臣は、法第八条第六項ただし書（同条第十四項前段において準用する場合を含む。）又は第二十三項ただし書（同条第二十八項及び第三十一項において準用する場合を含む。）の規定により調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される調査の期間及び延長の理由を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

（新設）

（証拠の提出等）

第十条 調査が開始された場合において、利害関係者（直接の利害関係人並びに関係生産者等（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。）及び関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過

合を含む。)に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2| 前項の「利害関係者」とは、次に掲げるものをいう。

一 直接の利害関係人

二 関係生産者等(団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員の過半数が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者であるものに限る。)であつて直接の利害関係人以外のもの

三 関係労働組合(その直接又は間接の構成員の過半数が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。)であつて直接の利害関係人以外のもの

3| 財務大臣は、不当廉売関税に係る調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者(前項に規定する利害関係者をいう。以下同じ。)に対し、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及

半数が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。)であつて直接の利害関係人以外のものをいう。以下同じ。)は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

(新設)

2| 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者に対し、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

4| (省 略)

5| 財務大臣が第三項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十三条の二に規定する決定（当該証拠又は証言を求める前に行われたものを除く。）及び第十五条第一項に規定する決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。

6| 第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段若しくは第三項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。

(不当廉売関税の課税の回避に係る調査における証拠の提出等)

第十条の二 不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合において、回避調査の利害関係者は、第八条の二第一項の規定により通知され、又は告示された同項第九号に掲げる期限までに、法第八条の二第四項に規定する事実及び同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないこと、同条第七項に規定する事実又は同条第十一項に規定する事実に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができ、この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2| 前項の「回避調査の利害関係者」とは、次に掲げるものをいう。

一| 回避調査の直接の利害関係人

二| 関係生産者等（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員の過半数が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者であるものに限る。）であつて回避調査の直接の

3| 同上

4| 財務大臣が第二項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十三条の二の決定（当該証拠又は証言を求める前に行われたものを除く。）及び第十五条の決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。

5| 第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。

(新 設)

(新 設)

利害関係人以外のもの

三 関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過半数が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。）であつて回避調査の直接の利害関係人以外のもの

3 財務大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査の期間中必要があると認めるときは、回避調査の利害関係者（前項に規定する回避調査の利害関係者をいう。以下同じ。）に対し、法第八条の二第四項に規定する事実及び同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないこと、同条第七項に規定する事実又は同条第十一項に規定する事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

4 法第八条の二第四項の調査が開始された場合においては、当該調査に係る貨物の供給者又は輸入者は、第八条の二第一項の規定により通知され、又は告示された同項第九号に掲げる期限までに、法第八条の二第二項第二号に掲げる場合に該当することに関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

5 財務大臣は、法第八条の二第四項の調査の期間中必要があると認めるときは、当該調査に係る貨物の供給者又は輸入者に対し、同条第二項第二号に掲げる場合に該当することに関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

6 財務大臣は、回避調査の利害関係者から第一項前段の規定による証言の求めがあつた場合若しくは第三項前段の規定により回避調査の利害関係者に証言を求める場合又は法第八条の二第四項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者から第四項前段の規定による証言の求めがあつた場合若しくは前項前段の規定により同条第四項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者に証言を求める場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該回避調査の利害関係者又は当該同項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者に対し書面により通知しなければならない。

7 財務大臣が第三項前段の規定により回避調査の利害関係者に対し証言若しくは証言を求めた場合又は第五項前段の規定により法第八条の二第四項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者に対し証言の提出若しくは証言を求めた場合には、第十五条第二項に規定する決定は、当該証言又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、回避調査の利害関係者又は法第八条の二第四項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者が相当な期間内に当該証言又は証言を提供しない場合は、この限りでない。

8 第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段、第三項前段、第四項前段若しくは第五項前段の規定により提出された証言又はこれらの規定によりされた証言について準用する。

(中華人民共和国又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者による証言の提出等)

第十条の三 中華人民共和国又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に対する不当販売関税に係る調査が開始された場合においては、第十条の規定によるほか、当該輸入貨物の生産者（以下こ

(新設)

(新設)

(新設)

(中華人民共和国又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者による証言の提出等)

第十条の二 中華人民共和国又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に対する調査が開始された場合においては、前条の規定によるほか、当該輸入貨物の生産者（以下この条において単に「生

の条において単に「生産者」という。）は、第八条第一項の規定により通知され、又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができ。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項前段の不当廉売関税に係る調査の期間中必要があると認めるときは、生産者に対し、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3・4 (省 略)

(証拠等の閲覧)

第十一条 不当廉売関税に係る調査が開始された場合において、財務大臣は、第八条第一項の規定により通知され、又は告示された同項第七号に掲げる期限まで、第四条第二項ただし書の規定により提出された証拠、第七条第一項、第二項、第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定により提出された書面若しくは証拠、第十条第一項前段若しくは第三項前段若しくは前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる書面及び証拠並びに利害関係者により秘密の情報として提供さ

生産者」という。)は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができ。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項前段の調査の期間中必要があると認めるときは、生産者に対し、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3・4 同上

(証拠等の閲覧)

第十一条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限まで、第四条第二項ただし書の規定により提出された証拠、第七条第一項から第五項までの規定により提出された書面若しくは証拠、第十条第一項前段若しくは第二項前段若しくは前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる書面及び証拠並びに利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠並びに秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)又は第七条

れた書面及び証拠並びに秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)又は第七条第六項、第七項若しくは第九項後段(これらの規定を第十条第六項及び前条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出された書面(次項において「証拠等」という。)を利害関係者に対して閲覧させなければならない。

2 (省 略)

3 前二項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利害関係者」とあるのは「回避調査の利害関係者」と、第一項中「第八条第一項」とあるのは「第八条の二第一項」と、「同項第七号」とあるのは「同項第九号」と、「第四条第二項ただし書」とあるのは「第四条第三項ただし書若しくは第五条第三項第一号イ若しくは第二号」と、「第七条第一項、第二項、第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)」若しくは第四項」とあるのは「第七条の二第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」と、「第十条第一項前段若しくは第三項前段若しくは前条第一項前段若しくは第二項前段」とあるのは「第十条の二第一項前段、第三項前段、第四項前段若しくは第五項前段」と、「第七条第六項、第七項若しくは第九項後段(これらの規定を第十条第六項及び前条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第七条の二第四項若しくは第十条の二第八項において準用する第七条第六項、第七項若しくは第九項後段」と読み替えるものとする。

(対質)

第十二条 不当廉売関税に係る調査が開始された場合において、当該不当廉売関税に係る調査の対象となつてゐる事項に關し意見が相反する利害関係者との対質を求めようとする利害関係者は、第八条第一項の規定により通知され、又は告示された同項第七号に掲げる期

第六項、第七項若しくは第九項後段(これらの規定を第十条第五項及び前条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出された書面(次項において「証拠等」という。)を利害関係者に対して閲覧させなければならない。

2 同上

(新 設)

(対質)

第十二条 調査が開始された場合において、当該調査の対象となつてゐる事項に關し意見が相反する利害関係者との対質を求めようとする利害関係者は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、利害関係者に該当する事情、対質の

限までに、利害関係者に該当する事情、対質の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所並びに対質により明らかにすべき事実を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

2・3 (省 略)

4 前三項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「利害関係者」とあるのは「回避調査の利害関係者」と、第一項中「第八条第一項」とあるのは「第八条の二第一項」と、「同項第七号」とあるのは「同項第九号」と読み替えるものとする。

(意見の表明)

第十二条の二 不当廉売関税に係る調査が開始された場合において、利害関係者、当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体は、第八条第一項の規定により通知され、又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、当該不当廉売関税に係る調査に関し、財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

2 財務大臣は、不当廉売関税に係る調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者、当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体に対し、当該不当廉売関税に係る調査に関し、書面による意見の表明を求めることができる。

3 前二項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利害関係者」とあるのは「回避調査の利害関係者」と、第一項中「第八条第一項」とあるのは「第八条の二第一項」と、「同項第七号

相手方の氏名又は名称及び住所又は居所並びに対質により明らかにすべき事実を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

2・3 同上

(新 設)

(意見の表明)

第十二条の二 調査が開始された場合において、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、当該調査に関し、財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体に対し、当該調査に関し、書面による意見の表明を求めることができる。

(新 設)

「とあるのは「同項第九号」と読み替えるものとする。

(産業上の使用者及び消費者団体の情報提供)

第十三条 不当廉売関税に係る調査が開始された場合において、当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体は、第八条第一項の規定により通知され、又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、当該不当廉売関税に係る調査の対象となっている事項に関する情報を財務大臣に対し書面により提供することができる。ただし、主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

2 財務大臣は、不当廉売関税に係る調査の期間中必要があると認めるときは、当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体に対し、当該不当廉売関税に係る調査の対象となっている事項に関する情報を書面により提供することを求めることができる。

3 前二項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合について準用する。この場合において、第一項中「第八条第一項」とあるのは「第八条の二第一項」と、「同項第七号」とあるのは「同項第九号」と読み替えるものとする。

(仮の決定の通知等)

第十三条の二 財務大臣は、法第八条第五項の調査が開始された場合において、同条第八項又は第九項に規定する不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となった事実を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、官報で告示するものとする。

(産業上の使用者及び消費者団体の情報提供)

第十三条 調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、当該調査の対象となっている事項に関する情報を財務大臣に対し書面により提供することができる。ただし、主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体に対し、当該調査の対象となっている事項に関する情報を書面により提供することを求めることができる。

(新設)

(仮の決定の通知等)

第十三条の二 財務大臣は、法第八条第五項の調査が開始された場合において、同条第八項又は第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となった事実を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、官報で告示するものとする。

(約束の申出等)

第十四条 不当廉売関税に係る調査に係る貨物の輸出者は、法第八条第七項(同条第十四項前段、第二十四項(同条第三十一項において準用する場合を含む。))及び第二十八項において準用する場合を含む。第十八条第一項において同じ。)の規定により政府に対し約束の申出をしようとするとときは、その旨、当該約束の申出の内容及び法第八条第五項の調査を完了させることを希望する場合にあってはその旨を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による約束の申出につき法第八条第八項前段(同条第十四項前段、第二十四項(同条第三十一項において準用する場合を含む。))及び第二十八項において準用する場合を含む。第五項において同じ。)の規定による受諾がされたときは、速やかに、その旨及び当該約束の内容(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び当該約束の申出をした輸出者により秘密の情報として提供された部分を除く。)並びに同条第五項の調査を取りやめることが決定された場合にあってはその旨、その理由及び当該調査を取りやめる期日又は当該調査を継続することが決定された場合にあってはその旨を、直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

3 (省 略)

4 財務大臣は、前項に規定する認定がされたときは、速やかに、法第八条第八項前段の規定による受諾がされた約束が消滅しない旨又は消滅した旨及びその理由を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

(約束の申出等)

第十四条 法第八条第五項、第十三項、第二十二項(同条第三十一項において準用する場合を含む。))又は第二十七項の調査に係る貨物の輸出者は、同条第七項(同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。第十八条において同じ。)の規定により政府に対し約束の申出をしようとするとときは、その旨、当該約束の申出の内容及び法第八条第五項の調査を完了させることを希望する場合にあってはその旨を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による約束の申出につき法第八条第八項前段(同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。第五項において同じ。)の規定による受諾がされたときは、速やかに、その旨及び当該約束の内容(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び当該約束の申出をした輸出者により秘密の情報として提供された部分を除く。)並びに同条第五項の調査を取りやめることが決定された場合にあってはその旨、その理由及び当該調査を取りやめる期日又は当該調査を継続することが決定された場合にあってはその旨を、直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

3 同 上

4 財務大臣は、前項の認定がされたときは、速やかに、法第八条第八項前段の規定による受諾がされた約束が消滅しない旨又は消滅した旨及びその理由を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

5 (省 略)

(最終決定前の重要事実の開示)

第十五条 財務大臣は、法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課し、又は同項の規定により課される不当廉売関税の変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)若しくは廃止をするかどうかの決定までに相当な期間において、当該決定の基礎となる重要な事実を直接の利害関係人に対し書面により通知するものとする。

2 財務大臣は、法第八条の二第一項の規定により同項の規定による関税を課し、又は同条第九項若しくは第十三項の規定により当該関税を課さないものとするかどうかの決定までに相当な期間において、当該決定の基礎となる重要な事実を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するものとする。

(不当廉売関税を課することの通知等)

第十六条 財務大臣は、法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税の変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)若しくは廃止をすること若しくは同条第九項の規定による措置をとることが決定されたとき又は同条第一項の規定により指定された期間が満了したとき(同条第二十七項の調査が行われている場合を除く。)は、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一 三 (省 略)

四 不当廉売関税に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論(法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課する

5 同上

(最終決定前の重要事実の開示)

第十五条 財務大臣は、法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課し、又は同項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)し、若しくは廃止するかどうかの決定までに相当な期間において、当該決定の基礎となる重要な事実を直接の利害関係人に対し書面により通知するものとする。

(新 設)

(不当廉売関税を課することの通知等)

第十六条 財務大臣は、法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税の変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)すること若しくは廃止すること若しくは同条第九項の規定による措置をとることが決定されたとき又は同条第一項の規定により指定された期間が満了したとき(同条第二十七項の調査が行われている場合を除く。以下この項において同じ。)は、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一 三 同 上

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論(法第八条第一項の規定により指定された期間が満了したときを除く。)

こと、同項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）若しくは廃止をすること又は同条第九項の規定による措置をとることが決定されたときに限る。）

五（省 略）

六 法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合であつて、法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をすることが決定されたときは、次に掲げる事項

イ 法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ 法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

ハ 法第八条の二第一項の規定により指定された期間（法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税を廃止するときは、当該廃止の期日を含む。）

七 法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合であつて、法第八条第一項の規定により指定された期間の満了に併せて法第八条の二第一項の規定により指定された期間が満了したときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ 法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

ハ 法第八条の二第一項の規定により指定された期間

八（省 略）

2 財務大臣は、不当廉売関税に係る調査の結果、法第八条第一項の規定による不当廉売関税を課さないこと又は同項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）若しくは廃止をしないことが決定されたときは、速やかに

五 同上

（新 設）

（新 設）

六 同上

2 財務大臣は、調査の結果、法第八条第一項の規定による不当廉売関税を課さないこと又は同項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）しないこと若しくは廃止をしないことが決定されたときは、速やかに、その旨

に、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一 当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二 当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の供給者又は供給国

三 当該不当廉売関税に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

四 法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合であ

つて、法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税の変更

(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)をしないこ

と又は廃止をしないことが決定されたときは、次に掲げる事項

イ 法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ 法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給

国

五 (省 略)

3 前項の規定は、不当廉売関税に係る調査を取りやめることが決定された場合(法第八条第八項後段の規定により不当廉売関税に係る調査を取りやめることが決定された場合を除く。)について準用する。この場合において、前項第三号中「当該不当廉売関税に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論」とあるのは、「当該不当廉売関税に係る調査を取りやめるまでに判明した事実及び当該不当廉売関税に係る調査を取りやめる理由」と読み替えるものとする。

(法第八条の二第一項の規定による関税を課することの通知等)

第十六条の二 財務大臣は、法第八条の二第一項の規定による関税を

課すること若しくは同条第九項若しくは第十三項の規定により同条

第一項の規定による関税を課さないものとする(第七号、次項

及び次に掲げる事項を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二 当該調査に係る貨物の供給者又は供給国

三 当該調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(新 設)

四 同 上

3 前項の規定は、調査を取りやめることが決定された場合(法第八条第八項後段の規定により調査を取りやめることが決定された場合を除く。)について準用する。この場合において、前項中「当該調査により判明した事実及びこれにより得られた結論」とあるのは、「当該調査を取りやめるまでに判明した事実及び当該調査を取りやめる理由」と読み替えるものとする。

(新 設)

及び第二十条において「関税適用除外処分」という。）が決定されたとき又は法第八条の二第一項の規定により指定された期間が満了したとき（当該指定された期間が満了したことに付いて前条第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定により直接の利害関係人に対し書面により通知し、及び官報で告示するときを除く。）は、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

- 一 法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 二 法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国
 - 三 法第八条の二第一項の規定により指定された期間
 - 四 指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 五 法第八条第一項の規定により指定された供給者又は供給国
 - 六 法第八条の二第九項又は第十三項の規定により同条第四項の調査又は同条第六項の規定による求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、同条第一項の規定により指定する期間内に輸入されるものについて同項の規定による関税を課さないものとする。ことが決定されたときは、その決定された供給者
 - 七 不当廉売関税の課税の回避に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第八条の二第一項の規定による関税を課すること又は関税適用除外処分が決定されたときに限る。）
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 | 財務大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査の結果、法第八条の二第一項の規定による関税を課さないこと又は関税適用除外処分をしないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。
- 一 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の品名、

(新設)

銘柄、型式及び特徴

二 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者又は供給国

三 指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

四 法第八条第一項の規定により指定された供給者又は供給国

五 当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

六 その他参考となるべき事項

3 前項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査を取りやめることが決定された場合について準用する。この場合において、同項第五号中「当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論」とあるのは、「当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査を取りやめるまでに判明した事実及び当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査を取りやめる理由」と読み替えるものとする。

(調査に関する協議等)

第十八条 財務大臣、法第八条第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣（以下この条において「産業所管大臣」という。）及び経済産業大臣は、不当廉売関税に係る調査を開始する必要があると認めるときは、相互にその旨を通知するものとする。この場合において、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、不当廉売関税に係る調査（不当廉売関税に係る調査の結果の取扱いを含む。）及び法第八条第七項の規定による申出に係る約束に常に緊密な連絡（第七条第一項、第二項、第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第十四条第一項の規定により提出された書面の写しの財務大臣による産業所管大臣及び経済産業大臣に対する送付を含む。）を保つとともに、これらに関する重要事項につ

(新設)

(調査に関する協議等)

第十八条 財務大臣、法第八条第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣（以下この条において「産業所管大臣」という。）及び経済産業大臣は、調査を開始する必要があると認めるときは、相互にその旨を通知するものとする。この場合において、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、調査（調査の結果の取扱いを含む。）及び法第八条第七項の規定による申出に係る約束に常に緊密な連絡（第七条第一項から第五項まで及び第十四条第一項の規定により提出された書面の写しの財務大臣による産業所管大臣及び経済産業大臣に対する送付を含む。）を保つとともに、これらに関する重要事項について協議の上定めるものとする。

いて協議の上定めるものとする。

2| 財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査を開始する必要があると認めるときは、相互にその旨を通知するものとする。この場合において、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査（不当廉売関税の課税の回避に係る調査の結果の取扱いを含む。）に關し常に緊密な連絡（第七条の二第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された書面の写しの財務大臣による産業所管大臣及び経済産業大臣に対する送付を含む。）を保つとともに、これらに關する重要事項について協議の上定めるものとする。

（還付）

第十九条（省 略）

2 前条第一項後段の規定は、法第八条第三十三項の調査が開始された場合について準用する。

3・4（省 略）

5| 前各項の規定は、法第八条の二第十六項の規定により同条第一項の規定による関税の還付を請求しようとする場合について準用する。

（関税・外国為替等審議会への諮問）

第二十条 財務大臣は、不当廉売関税に係る調査の結果に基づき法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）若しくは廃止をすること若しくは暫定措置をとること又は不当廉売関税の課税の回避に係る調査の結果に基づき法第八条の二第一項の規定による関税を課すること若しくは関税適用

（新 設）

（還付）

第十九条 同 上

2 前条後段の規定は、法第八条第三十三項の調査が開始された場合について準用する。

3・4 同 上

（新 設）

（関税・外国為替等審議会への諮問）

第二十条 財務大臣は、調査の結果に基づき法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）若しくは廃止をすること又は暫定措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。

除外処分が必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国
為替等審議会に諮問するものとする。

改 正 案

現 行

（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定を受けることができる者の要件等）

（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定を受けることができる者の要件等）

第十六条 法第四十三条第一項（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たす法人であつて、提出国際物流拠点産業集積計画（法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。）に定められた国際物流拠点産業集積地域（法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。）の区域内においてその所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設の全部又は一部について関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の許可（以下単に「総合保税地域の許可」という。）を受けて前条に規定する施設の設置又は運営に係る事業を行おうとするもので、同法第六十二条の八第二項第五号から第七号までに掲げる基準に適合するものとする。

第十六条 法第四十三条第一項（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たす法人であつて、提出国際物流拠点産業集積計画（法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。）に定められた国際物流拠点産業集積地域（法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。）の区域内においてその所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設の全部又は一部について関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の許可（以下単に「総合保税地域の許可」という。）を受けて前条に規定する施設の設置又は運営に係る事業を行おうとするもので、同法第六十二条の八第二項第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものとする。

2 法第四十三条第一項（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

2 同上

一 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可

一 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可

「という。」を受けて事業を行おうとする者（同法第四十三条第一号から第八号まで又は第十一号（これらの規定を同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。）

二 法第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が所有し、又は管理する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の施設等（総合保税地域の許可に係るものに限る。）において事業を行おうとする者（関税法第四十三条第一号から第七号までに掲げる場合に該当するものを除く。）で、その資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域において貨物を管理する業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められ、かつ、当該総合保税地域において貨物を管理する業務について同条第二項第七号に規定する規則を定めているもの

（認定の取消しの事由）

第二十条 法第四十三条第三項の政令で定める事由は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当することとする。

一 一項認定事業者 関税法第六十二条の八第二項第五号から第七号までに掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき、又は関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たさなくなったとき。

二 一号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第八号まで又は第十一号（これらの規定を同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

「という。」を受けて事業を行おうとする者（同法第四十三条第一号から第八号まで（同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。）

二 法第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が所有し、又は管理する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の施設等（総合保税地域の許可に係るものに限る。）において事業を行おうとする者（関税法第四十三条第一号から第七号までに掲げる場合に該当するものを除く。）で、その資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められるもの

（認定の取消しの事由）

第二十条 同 上

一 一項認定事業者 関税法第六十二条の八第二項第五号若しくは第六号に掲げる基準に適合しなくなったとき、又は関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たさなくなったとき。

二 一号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第八号まで（同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

三 二号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第七号までのい
ずれかに該当することとなったとき、又はその資力その他の事情
を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域に
おいて貨物を管理する業務を遂行するのに十分な能力を有すると
認められなくなったとき若しくは当該総合保税地域において貨物
を管理する業務についての同条第二項第七号に規定する規則が同
号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

三 二号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第七号までのい
ずれかに該当することとなったとき、又はその資力その他の事情
を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の
業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められなくなったと
き。

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調査を求める手続）</p> <p>第七條 主務大臣は、法第三十條第一項から第四項までの規定による求めをするときは、財務大臣に対し、それぞれ関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七條第六項、第八條第五項、第八條の二第四項又は第九條第六項に規定する調査を開始するか否かを判断するために必要な証拠を提出するものとする。この場合において、その証拠の全部又は一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、併せて、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</p>	<p>（調査を求める手続）</p> <p>第七條 主務大臣は、法第三十條第一項から第三項までの規定による求めをするときは、財務大臣に対し、それぞれ関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七條第六項、第八條第五項又は第九條第六項に規定する調査を開始するか否かを判断するために必要な証拠を提出するものとする。この場合において、その証拠の全部又は一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、併せて、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</p>

○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（貿易審査課の所掌事務）</p> <p>第五十二条 貿易審査課は、次に掲げる事務（前条第二号に掲げる事務に係るものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一～四 （省 略）</p> <p>五 輸入貨物に係る相殺関税、不当廉売関税及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条の二第一項の規定による関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。</p> <p>六～八 （省 略）</p>	<p>（貿易審査課の所掌事務）</p> <p>第五十二条 同 上</p> <p>一～四 同 上</p> <p>五 輸入貨物に係る相殺関税及び不当廉売関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。</p> <p>六～八 同 上</p>

○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（引取りに係る石油製品等の免税の手續等） 第四十八条の九（省 略）</p> <p>2 法第九十条の四第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める石油化学製品は、<u>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第七十二条の二各号に掲げる物品とする。</u></p> <p>3 法第九十条の四第一項第三号に規定する政令で定める石油化学製品は、<u>関稅定率法施行令第七十二条の三に規定する物品とする。</u></p> <p>4～6（省 略）</p> <p>（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付の申請等）</p> <p>第四十九条 法第九十条の五第一項に規定する政令で定める石油化学製品は、<u>関稅定率法施行令第七十二条の二各号に掲げる物品（法第九十条の四第一項第三号に掲げる灯油又は軽油を原料に供する場合にあつては、同令第七十二条の三に掲げる物品）とする。</u></p> <p>2～6（省 略）</p>	<p>（引取りに係る石油製品等の免税の手續等） 第四十八条の九 同 上</p> <p>2 法第九十条の四第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める石油化学製品は、<u>関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第五条各号に掲げる物品とする。</u></p> <p>3 法第九十条の四第一項第三号に規定する政令で定める石油化学製品は、<u>関稅暫定措置法施行令第六条に規定する物品とする。</u></p> <p>4～6 同 上</p> <p>（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付の申請等）</p> <p>第四十九条 法第九十条の五第一項に規定する政令で定める石油化学製品は、<u>関稅暫定措置法施行令第五条各号に掲げる物品（法第九十条の四第一項第三号に掲げる灯油又は軽油を原料に供する場合にあつては、同令第六条に掲げる物品）とする。</u></p> <p>2～6 同 上</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）<u>第十六条、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条、経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六条及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（平成二十九年政令第十号）第二条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項第二号において「相殺関税等に関する事項」という。）</u>を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）<u>第十六条、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条、経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六条及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（平成二十九年政令第十号）第二条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項第二号において「相殺関税等に関する事項」という。）</u>を処理する。</p>